

セキュリティYOROZU相談サービス利用規約

【現改比較表】 2026年4月3日現在

～2026年4月2日

2026年4月3日～

第5条 定義

(2) 「本サービス」とは、セキュリティよろず相談、セキュリティヘルスチェックレポート、メールマガジン配信及び情報漏えいリスク診断、東京海上日動火災保険株式会社が提供するサイバーリスク保険の各機能を組み合わせた基本メニューと、セキュリティヘルスチェックレポートを利用するための専用ソフトウェア（以下「専用ソフトウェア」といいます。）を追加の端末へインストールするためのヘルスチェック追加ID及び専用ソフトウェアへWebフィルタリング機能を追加するオプションメニューにて構成されます。なお、各機能の詳細は、サービス機能説明書にて規定します。

(4) 「セキュリティチケット」とは、本サービスの契約者から当社所定の方法により要望を受け、当社が本サービスの契約者と別途合意した個別作業を実施する際の料金の支払いに利用するためのチケットをいいます。

第5条 定義

(2) 「本サービス」とは、セキュリティ [YOROZU](#) 相談[窓口](#)、セキュリティヘルスチェックレポート、メールマガジン配信及び情報漏えいリスク診断、東京海上日動火災保険株式会社が提供するサイバーリスク保険の各機能を組み合わせた基本メニューと、セキュリティヘルスチェックレポートを利用するための専用ソフトウェア（以下「専用ソフトウェア」といいます。）を追加の端末へインストールするためのヘルスチェック追加ID及び専用ソフトウェアへWebフィルタリング機能を追加するオプションメニューにて構成されます。なお、各機能の詳細は、サービス機能説明書にて規定します。

(4) 「セキュリティチケット」とは、本サービスの契約者から当社所定の方法により要望を受け、当社が本サービスの契約者と別途合意した個別作業[等](#)を実施する際の料金の支払いに利用するためのチケットをいいます。

[附 則](#) （2026年4月2日 [M S S](#)セ第000400002898-01号）

[（実施期日）](#)

1. [この改正規定は、2026年4月3日より実施します。](#)